

「松下アジアスカラシップ」詳細

助成番号	研究テーマ(留学目的)		
	留学国	留学機関	留学期間
	氏名	所属	区分
99-001	タイにおける村落林の利用、構造の変化と社会文化的構造の変容		
	タイ	カセサート大学大学院	2000.5 ~
	倉島孝行	京都大学大学院	院生博士

研究テーマ(留学目的)の説明 (助成決定時のテーマ。文責は本人)

研究の背景

対政府は1985年以降、国土の40%を森林地とすることを目標としている。だが今日、その目標は達成されるどころか逆に遠のき、森林率にして26%弱まで落ち込んでいる。当初、森林局はユーカリなどの経済種を中心に植林を展開していくという政策や、多額の補助金支出による森林面積の拡大を計ってきた。しかし、そうした政策は地域住民及び NGO 等の反対、またタイ経済のバブル崩壊による財政支出削減のなか10年も経ずして暗礁に乗り上げた。「対立」、「財政難」という困難な状況の下で、昨今、森林局、NGO 双方から広く注目されてきているのが「村落林の活用」である。地域住民の自発的協力のもと、タイ農村部に広範にそんざいする里山や社寺林等を舞台に森林の保護、再生を進めていく政策である。

世論の支持、加えて比較的低予算で実現可能と言う事情もあって、現在、こうした政策は既に様々な形で展開されはじめている。しかし一方で、いざ実施はじめてみると、村人からの協力が思うように得られず、結果として失敗に終わっている例も多く報告されている。

タイにおけるここ数年来の急激な経済発展は農村社会にまで広く浸透し、農村住民の生業のあり方を大きく変えていることが、今日、盛んに報告される。こうした事情は、農村部における人と森の関わりにも大きな影響を与えていると考えられる。「村落林」政策に関し、それが有効に実施されるためにも、まず「村人と村落林の関係性の変容」に着目した、広範かつ精緻な「実態の把握」が早急に進められるべきであるといった意見が、大学等の識者の中から多く挙がっている。

研究の目的

本研究の目的は「タイ農村部における村落林の利用、構造変化を村の社会文化的構造の変容から考察し、その因果関係を明らかにしていく」ことである。主に東北タイ、北タイを舞台に1村落内に2種類以上の村落林(村落林地)が存在する村落、数カ村を調査対象地とし、大きくは以下のような3つの事項を把握し、結論として4)を明らかにする。

- 1) 過去、及び現在における各村落林(村落林地)の質的、量(面積)的推移の把握。
- 2) 利用、管理、植栽等に関する過去の履歴、現在の実態の把握。
- 3) 森林の在する各村落の社会的、文化的変容の把握。
- 4) 上記3事項の結果をもとに、その相互関連性を分析、村落における社会経済的、文化的変容が各村落林の利用、形態、構造に及ぼす特徴について明らかにする。

* 比較の対象はそれぞれ、各村の全村落林、各村間の同種の村落林、1村落林内の別種の村落林等である。

研究活動と進捗状況

留学期間後期(2000年11月～2001年4月)の研究内容と進捗状況は途中個人的に留学期間を1年から2年に延長した関係で、当初提出した計画と大幅に変わってしまっていますが、ほぼ次の通りです。

-主要研究内容

1. タイ森林政策の展開
2. タイ森林の質的量的変化の把握
3. タイ森林環境政策を巡る世論の展開
4. タイ農村地域の森林、森林地利用の変遷
5. タイ農村環境の変化

-進捗状況

現在の段階では特に上記1、3、5等の分野で、ある程度の進捗を見ております。今回はとりあえず、分析途上で未完結のものでありますが、下記事項の概要に関して報告させて頂こうと思います。

成果報告

「1990年代タイ森林地政策と農民運動の制度的要因」

はじめに

1990年代のタイ地元紙は農民による抗議行動記事のオンパレードである。

「土地返還を叫び、バンコクに向け驍進」(1992年) 「農地暴徒、首都へ」(1994年)

「5,000万東北群衆バンコク突入」(1995年) 「チェンマイ農民、道路を封鎖」(1996年)

「東北農民、王宮前広場占拠」(1999年)

内閣事務所前の道路を陣取り、抗議集会を開く農民(2001年3月筆者撮影)

一時は NICS の仲間入りを果たそうかという勢いで経済成長を続けていた 90 年代のタイでいったい何が起こっていたのか。チュラロンコン大学のプラパート氏の資料に基づき、抗議内容、その数をまとめてみた(表 1)。90 年代、凄まじい勢いで抗議行動が起きているが、土壌・水・森林資源関連問題は群を抜いている。なかでも森林地問題は最多の位置を占める。つまり、90 年代のタイは未だ激しい「森林地・農地戦争」の渦中にあった訳である。

表 1 行進・座り込みによる抗議件数の変化 (単位:件数)

問題内容	1978年	1982年	1990年	1994年	1995年
土壌・水・森林資源関連	4	7	58	276	334
(うち森林地のみ)	(?)	(?)	(24)	(126)	(137)
役人との衝突等	2	11	5	147	110
農産物価格・借金等	6	8	17	49	19
労働	17	14	21	46	53
その他	13	21	69	470	238
合計	42	61	170	988	754

出所:[Pintopteng 1998]の資料に基づき作成。

社会運動理論の一つである資源動因論に、社会運動の発生・展開には政治的機会の問題が大きく関与し、政治体制の制度的な開放性や政治を掌握するエリートの安定度、エリート間の同盟の有無や国家の抑圧性の度合いなどにより、大きく規定される、というマクロな理論がある。これを 90 年代のタイに当てはめてみると、確かに容易に合致する部分とより追求を必要とする部分がある。前者に関しては 1970 年代、80 年代の軍政から、特に 92 年のチュアン民主党政権以来、選挙に基づいた民主政治が展開されている。そういった意味では、エリートの安定があるかどうかはさて置き、制度的な開放性や抑圧性の減少は十分考えられる。しかし、それだけなら、他の問題に関しても全く同じ条件であるはずで、表中に現れたような問題ごとの量的な差が見えてこない。そこに問題の実情、歴史的展開を捉えた上で、追及していく必要が出てくる。

社会運動理論家の曾良中(1996)は不満発生から個人の運動参加までのメカニズムを詳細に考察しているが、そのなかで不満を生じさせる要因として、観念的、制度的、社会状況的と 3 つほど要因を挙げている。このうち、本稿では特に制度的要因、なかでも国家政策(森林地政策)の変化に着目し、その展開を辿っておこう。尚、残念ながらここでは、その制度的変化がタイ農民の農地・土地運動にどのような影響を及ぼしたのか、具体的な分析までは進まない。それに関しては、また論文という形で発表したいと思う。

90年代タイ森林地政策の展開

ここでは90年代前半と後半で、国家の森林政策にどのような制度的変化が生じたのか、共に包括的な森林政策を提示した92年と98年の内閣決議を比較することで、簡単に確認しておきたい。図1は90年前後の軍政または民主化黎明期にたてられたその後の森林政策の青写真を描いたいわばマスタープランである。当時、1千万人近い農民が国有保全林地内に「不法占有者」として居住、農耕していたといわれ(ちなみにタイの当時の全人口は6千万人前後)、一説によると、その占有面積は30百万ライ(1ライは0.16ha)とされた。この決議では農民に廻す土地として僅か7百万ライしか提案されていない。これは明らかに現実を無視した政策であった。一方の図2は90年代、揉めに揉めた森林地問題の解決策として98年に出された政策である。農民側に言わせると、これは政府側の一方的な政策で、未だかなり現実を無視したものといわれるが、それでもかなり図1の原則を突き崩す方向で調整が加えられている。

むすびにかえて

上記でみたように僅か10年程前の時点で、タイ全土には国民の15%にも及ぶ「不法占有者」がいたことになる。そして92年に出された政策は問題地の3割にも満たない地域の解決を図ろうとしたものに過ぎない。ここでは取り上げる余裕はなかったが、この後、90年代を通じて出されたいくつかの政策もそうした状況を十分に解決するものではなかった。つまり、農民の不満を引き起こす「不法」という制度的要因に加え、それを「解決するための制度的要因」もまた十分に「不法」を解決するものではなかった。政治的な民主化、弾圧の縮小等の事情と共に、制度が十分にこうした「不法」の状態を解消し得なかったところにも、タイにおいて農地・土地に対する農民運動、暴動が醸成され続けた根があった。

[参考文献]

Pintopteng, P. Kanmuang bon Thong Thanon(路上の政治).Bangkok: Kroek University,1998.
曾良中清司 1996、社会運動の基礎理論的研究、成文堂

追記:本稿の内容は未だ分析過程です。断りなく報告書以外に転用等されますことは固くご遠慮願います。

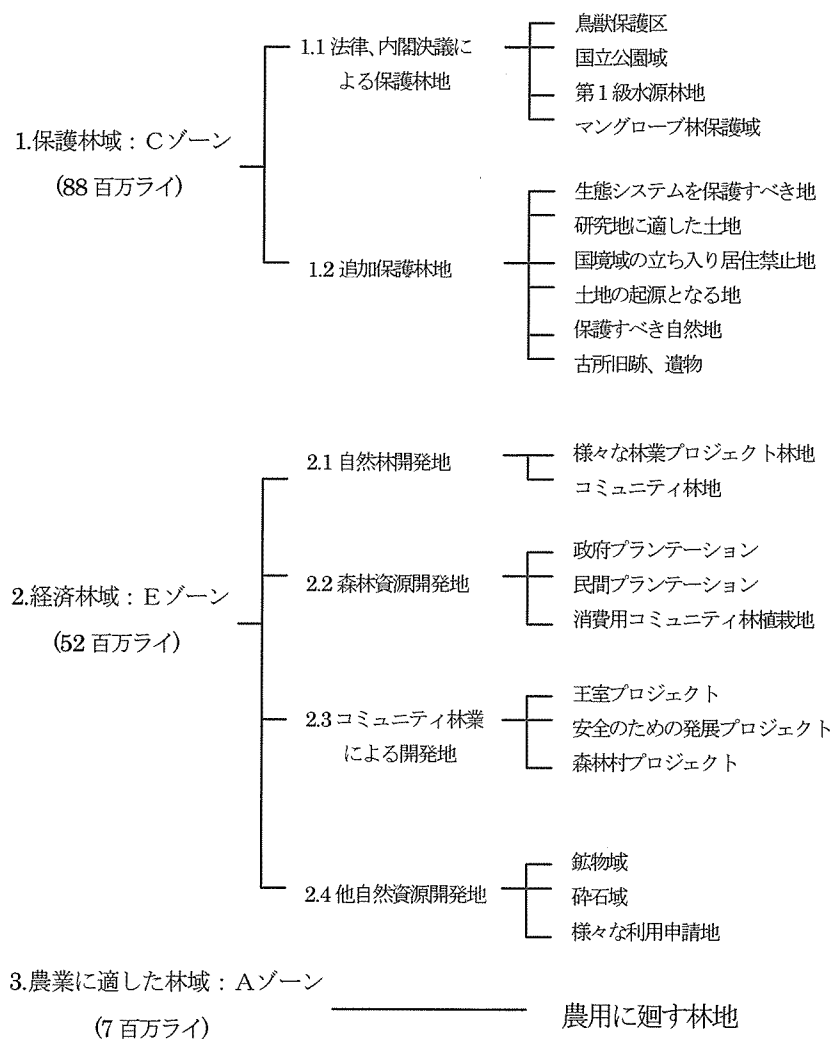


図1 1992年内閣決議における国有保全林地内の森林地及び資源利用区域分割の構造

出所：[KromPaMai 1991,1992]に基づき筆者作成。

1.国有保全林

1)農業に適した林地(Aゾーン)と荒廃経済林地(Eゾーン)

- (1)95年の森林局と農地改革局の合意に基づく実施。
- (2)農地改革に不適で条件充足地は人民参加森林管理へ。
- (3)農地改革移譲地の最低20%に果樹・立木植栽。

2)追加保護林地

- (1)人民の居住・農用地で経済林地と調整された土地は、森林局に適切な実施をさせる。
- (2)調査を経て保護林に適す場合、法律による保護林として規定し、厳重に管理する。

2.法律による保護林(国立公園、鳥獣保護区、禁猟区、第1級、2級水源林等)

保護林区域設定は環境、土壌、水、希少動植物の保護や研究、自然災害防止、国家の安全等を目的。

- 1)農地改革法に従った実施対象にはしない。
- 2)森林局は保護、持続的発展のため占有地を調査、占有者を登録する。
- 3)森林局は関係諸機関と協力、人民の土地占有を調査立証。
- 4)人民の居住・農用が先なら、森林局は境界を明確化、土地拡大を厳重に禁じつつ、人民が生活維持の必須性に基づき居住・生活するよう法律に従い事を進める。
- 5)居住・農用が後なら、人民を移動させ、跡地に植栽。その際、人民には上記同様の支援を検討。移動までは土地を拡大させぬよう厳重に管理、生活維持に足りるよう居住・農用規則を設定等。

3.林業用に保全、保護しているその他の土地

居住、占有、利用が先か否か、人民の困窮度、役所からの支援経歴の有無を検討、解決への方法や方針を提示する。関係部署は各土地の事情等と併せ、人民との正義が最高となるよう事を進める。

図2 98年内閣決議における森林地問題解決の主な方針

出所：[Sumnak lekathikan khanaratamontri 1998]を参照に筆者作成。